

市原市建設工事入札参加者資格審査基準

（目 的）

第 1 条 この審査基準は、建設工事に係る入札参加者の資格審査について合理的な基準を設けることを目的とする。

（資格審査）

第 2 条 入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者の資格審査は、次により行うものとする。

(1) 資格審査は、審査申請書及び関係書類を基に金銭的信用及び契約履行に関する誠実性について行うものとする。

(2) 申請者の施工能力に係る審査は、客観的事項及び主観的事項を基に行うものとする。

(3) 客観的事項の審査は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査により算出された総合評定値（P）を客観点数とし、主観的事項の審査は、別に定める計算方法により主観点数を算定するものとする。

（等級の格付）

第 3 条 土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、管工事、電気工事及び造園工事（以下「特定建設工事」という。）に係る資格審査の申請者については、前条第 3 号の規定により算定された客観点数に主観点数を加えた点数に基づき次の表に掲げる工事の種別、各欄の点数に対応するそれぞれの等級に格付するものとする。

ただし、工事の種類別年間平均完成工事高のない者（以下「完成工事高のない者」という。）については当該資格審査申請に係る業種の最下位の等級とする。

種別/ 等級	土木一式	建築一式	ほ装	管	電気	造園
A	790 点以上	790 点以上	790 点以上	790 点以上	800 点以上	740 点以上
B	790 点未満 610 点以上	790 点未満 610 点以上	790 点未満 600 点以上	790 点未満 650 点以上	800 点未満 640 点以上	740 点未満 640 点以上
C	610 点未満	610 点未満	600 点未満	650 点未満	640 点未満	640 点未満

2 等級の格付結果の通知は、市原市ウェブサイト上で公表するものとする。

（資格者名簿）

第 4 条 市原市入札参加資格者名簿（建設工事部門）は、この基準の定めにより作成するものとする。

（資格審査の特例）

第5条 市長は、審査申請書の提出期限後であっても特に必要があると認める場合は、審査申請書を受理し本基準により資格審査することができるものとする。

（工事の発注基準）

第6条 特定建設工事の各等級別発注基準は次のとおりとする。

種別/ 等級	土木一式	建築一式	ほ装	管・電気	造園
A	1,500万円 以上	1,000万円 以上	500万円 以上	800万円 以上	800万円 以上
B	5,000万円 未満	1億円未満	3000万円 未満	3,000万円 未満	4,000万円 未満
C	1,500万円 未満	1,000万円 未満	500万円 未満	800万円 未満	800万円未 満

2 次の各号に掲げる工事について特に必要と認める場合は、前項の基準によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械及び技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) 主として請負させた工事と密接な関連のある工事
- (4) 試験のため施工する工事
- (5) その他市長が特に必要と認める工事

附則

1. この基準は、平成元年5月30日から施行し、平成元年度の入札参加資格審査から適用する。
2. 従来の市原市建設工事等入札参加者資格審査基準は廃止する。

附則

1. この基準は、平成5年5月26日から施行し、平成5年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成7年5月16日から施行し、平成7年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成14年12月24日から施行する。

附則

1. この基準は、平成15年6月25日から施行し、平成15年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1. この基準は、平成17年6月16日から施行し、平成17年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1. この基準は、平成19年6月20日から施行する。ただし、平成19年6月30日以前の発注については、従前の例による。

附則

1. この基準は、平成20年5月15日から施行し、平成20年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成21年5月27日から施行し、平成21年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成24年2月28日から施行し、平成24年度の入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この基準は、平成26年2月17日から施行し、平成26年度の入札参加資格審査から適用する。